

令和3年度 道路・河川工事仕様書 北海道開発局独自 新旧対比表

現 行	改 定	適 用
<p>1-1-2-28 工事で発生する副産物等の取り扱いについて</p> <p>工事で発生する建設副産物については、下記のとおり取り扱うこととし、各品目毎の取り扱い、各品目毎の記載事項によること。</p> <p>1. 各品目毎に記載されている再資源化施設等は積算上の条件明示であり、副産物及び廃棄物を搬出する再資源化施設や最終処分場を指定するものではない。ただし、受注者の任意により特記仕様書で明示されている施設以外の施設へ搬出する場合であっても設計変更の対象としない。また、受注者が任意の施設へ搬出する場合であっても再資源化施設へ搬出することを原則とし、最終処分場へ搬出する場合はその理由等について監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 下記のようなやむを得ない事情が生じた場合は、設計変更の対象とする場合がある。</p> <p>(1) 発生した建設副産物の条件が、特記仕様書に明示されている条件と異なっている場合。</p> <p>(2) 搬出施設が受入可能量を超える等、特記仕様書で明示した再資源化施設での処理が不可能になった場合。</p> <p>(3) 処理業者の不適正な行為を行政機関が確認し、業務停止となった場合。</p> <p>3. 建設副産物（廃棄物）を現地で再資源化するまでの保管又は再資源化施設、最終処分場等へ搬出するまでの保管については、廃棄物処理法の規定に基づく保管基準のほか、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」によるものとする（一般廃棄物を除く）。</p> <p>4. 「建設リサイクルガイドライン」に基づき、施工計画書の提出時に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を添付し、又その実施状況の記録を工事完成図書として提出することとし工事完成後1年間保存すること。なお、工事完成図書として実施状況の記録を提出することは、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告」を兼ねるものとする。</p> <p>5. 建設副産物（廃棄物）を再資源化施設に搬出する場合は、受入費または処分費を支払うこと。</p> <p>6. 当該項目に関わる要綱等は次のとおりである。</p> <p>※建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正 国土交通省）</p> <p>※産業廃棄物の保管施設ガイドライン（平成13年4月改正 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課）</p> <p>※建設リサイクルガイドライン（平成14年5月30日 国土交通省）</p> <p>7. その他、特に定めのない事項については、「建設副産物適正処理推進要綱」によるものとし、疑義が生じた場合は監督職員と十分打ち合わせして実施にあたること。</p>	<p>1-1-2-28 工事で発生する副産物等の取り扱いについて</p> <p>工事で発生する建設副産物については、下記のとおり取り扱うこととし、各品目毎の取り扱い、各品目毎の記載事項によること。</p> <p>1. 各品目毎に記載されている再資源化施設等は積算上の条件明示であり、副産物及び廃棄物を搬出する再資源化施設や最終処分場を指定するものではない。ただし、受注者の任意により特記仕様書で明示されている施設以外の施設へ搬出する場合であっても設計変更の対象としない。また、受注者が任意の施設へ搬出する場合であっても再資源化施設へ搬出することを原則とし、最終処分場へ搬出する場合はその理由等について監督職員と協議するものとする。</p> <p>2. 下記のようなやむを得ない事情が生じた場合は、設計変更の対象とする場合がある。</p> <p>(1) 発生した建設副産物の条件が、特記仕様書に明示されている条件と異なっている場合。</p> <p>(2) 搬出施設が受入可能量を超える等、特記仕様書で明示した再資源化施設での処理が不可能になった場合。</p> <p>(3) 処理業者の不適正な行為を行政機関が確認し、業務停止となった場合。</p> <p>3. 建設副産物（廃棄物）を現地で再資源化するまでの保管又は再資源化施設、最終処分場等へ搬出するまでの保管については、廃棄物処理法の規定に基づく保管基準のほか、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」によるものとする（一般廃棄物を除く）。</p> <p>4. 「建設リサイクルガイドライン」に基づき、施工計画書の提出時に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を添付し、又その実施状況の記録を工事完成図書として提出することとし工事完成後1年間保存すること。なお、工事完成図書として実施状況の記録を提出することは、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告」を兼ねるものとする。</p> <p>5. 建設副産物（廃棄物）を再資源化施設に搬出する場合は、受入費または処分費を支払うこと。</p> <p>6. 当該項目に関わる要綱等は次のとおりである。</p> <p>※建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正 国土交通省）</p> <p>※産業廃棄物の保管施設ガイドライン（平成13年4月改正 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課）</p> <p>※建設リサイクルガイドライン（平成14年5月30日 国土交通省）</p> <p>7. その他、特に定めのない事項については、「建設副産物適正処理推進要綱」によるものとし、疑義が生じた場合は監督職員と十分打ち合わせして実施にあたること。</p>	

令和3年度 道路・河川工事仕様書 北海道開発局独自 新旧対比表

現 行	改 定 (案)	適 用																																	
	<p>8.建設副産物の一時保管については、次のとおりである。</p> <p>(1) 一時保管の看板 (建設発生土)</p> <table border="1" data-bbox="958 325 1608 512"> <tr> <td colspan="2">建設副産物の一時保管場所</td> <td>20</td> <td rowspan="5">100</td> </tr> <tr> <td>保管目的</td> <td></td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>建設副産物の種類</td> <td>建設発生土</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>保管の期間</td> <td>令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>責任者</td> <td>連絡先</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">50 50 25 75</td> <td colspan="2">200</td> </tr> </table> <p>一時保管の看板 (建設発生土)</p> <p>1) 保管目的 一時保管は、平成 (または令和) ○○年度○○工事で発生した建設発生土を令和△△年度施工予定の□□工事で (ドレーン材料、盛土材料、基礎材料、埋戻し材料) に再利用するため下記の期間、保管するものです。</p> <p>2) 責任者 本官契約は、開発建設部長 (支出負担行為担当官)、分任官契約は、事務 (業) 所長 (分任官支出負担行為担当官) を記載する。</p> <p>3) 連絡先 ○○事務 (業) 所 主任監督員 ○○ ○○ 電話○○-○○-○○○○</p> <p>※文字は黒色、下地は白色で鮮明な字体であることとし、材質は十分な強度を有するものであること。</p> <p>(2) 一時保管の看板 (コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、蕨根物、汚泥等の産業廃棄物を工事期間中に工事受注者が一時保管する場合)</p> <p>(北海道環境生活部、産業廃棄物の保管施設ガイドライン5-7表示より)</p> <table border="1" data-bbox="927 1018 1581 1139"> <tr> <td>施設の名称</td> <td>産業廃棄物保管施設</td> <td rowspan="5">100cm以上</td> </tr> <tr> <td>保管する産業廃棄物の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理者名</td> <td>○○建設部 担当者○○ ○○</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>☎○○-○○-○○○○</td> </tr> <tr> <td>保管高さの上限</td> <td>* 保管施設ガイドライン第4-2による。</td> </tr> <tr> <td>保管数量の上限</td> <td>* 工事現場内は掲載は必要ない、工事現場外は保管施設ガイドライン第4-1による。 120cm以上</td> </tr> </table> <p>※文字は黒色、下地は白色で鮮明な字体であることとし、材質は十分な強度を有するものであること。</p> <p>※保管高さの上限、保管数量の上限については、「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」(北海道環境生活部) を参考にすること。</p>	建設副産物の一時保管場所		20	100	保管目的		20	建設副産物の種類	建設発生土	20	保管の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	20	責任者	連絡先	20	50 50 25 75		200		施設の名称	産業廃棄物保管施設	100cm以上	保管する産業廃棄物の名称		管理者名	○○建設部 担当者○○ ○○	連絡先	☎○○-○○-○○○○	保管高さの上限	* 保管施設ガイドライン第4-2による。	保管数量の上限	* 工事現場内は掲載は必要ない、工事現場外は保管施設ガイドライン第4-1による。 120cm以上	<p>新規追加</p>
建設副産物の一時保管場所		20	100																																
保管目的		20																																	
建設副産物の種類	建設発生土	20																																	
保管の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	20																																	
責任者	連絡先	20																																	
50 50 25 75		200																																	
施設の名称	産業廃棄物保管施設	100cm以上																																	
保管する産業廃棄物の名称																																			
管理者名	○○建設部 担当者○○ ○○																																		
連絡先	☎○○-○○-○○○○																																		
保管高さの上限	* 保管施設ガイドライン第4-2による。																																		
保管数量の上限	* 工事現場内は掲載は必要ない、工事現場外は保管施設ガイドライン第4-1による。 120cm以上																																		